

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物品番号		仕様書番号	
件 名	戦闘射撃訓練シュミレータ (技術支援)	作成年月日	令和5年5月17日
		作成部隊名	八重山警備隊第3科
		作成者	1等陸曹 遠藤 貴洋
<p>1 総則</p> <p>本仕様書は、西部方面隊第15旅団八重山警備隊が管理する戦闘射撃シュミレータ（以下、G I C S Sという。）の設置及び動作確認に対する技術援助に関し、必要な事項を規定する。</p> <p>2 期間</p> <p>令和5年6月5日（月）～令和5年7月28日（金）の内連続した4日間（休日挟む場合は休日除き連続の4日間）</p> <p>3 場所</p> <p>石垣駐屯地C庁舎1F</p> <p>4 技術支援内容</p> <p>(1) 取扱手順に基づき各構成品の接続確認、制御装置、模擬火器、コンプレッサ等との機能上の接続確認</p> <p>(2) G I C S S器材の動作確認</p> <p>(3) その他取扱に関する技術指導等</p> <p>5 その他の指示</p> <p>(1) 情報の保全</p> <p>駐屯地内における撮影・録音等各種記録が可能な機器の使用は官側の確認または統制を受けるものとする。</p> <p>(2) 官側の支援</p> <p>ア 契約の相手方は、本契約の履行にあたり、駐屯地の施設の利用、作業に必要な電力・用水・官側保有器材等の使用を官側との調整により無償支援を受けることができる。</p> <p>イ 契約の相手方は、本契約の履行にあたり、器材の設置、電源配置、照明調整、遮光、配線、設置調整等G I C S Sが動作するために必要とされる事項について、現場での調整により官側の作業支援を受けることができる。</p> <p>6 その他</p> <p>(1) 本仕様書に定めていない事項で疑義が生じた場合は、速やかに契約担当官等と協議するものとする。</p> <p>(2) 契約の相手方は、本契約の履行にあたり疑義若しくは不明な事項が発生した場合、作業着手前に官側に申し出て、解決又は調整を得た後に作業着手するものとする。</p>			

